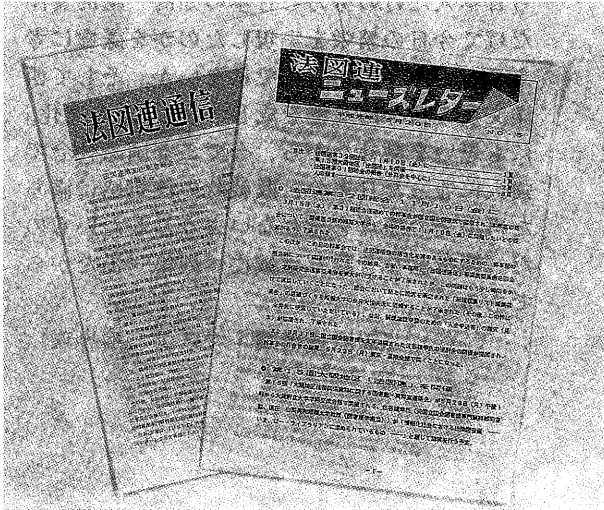


「法図連」に関して



法学部 教授 増田政章

換など法律図書館の機能を充実発展させる事項に広く及んでいる。具体的なものとしてあげるならば、会員の蔵書中、高額の図書や雑誌のリストを作成し、会員間での複写や貸出を行うこと、「法図連通信」や「法図連ニュースレター」などの刊行物を定期的に発刊し、会員相互の情報交換をはかることなどである。

(二) 特に、法図連の注目すべき活動は研究会、研修会である。ちなみに、昨年度立教大学で行われた第31回法図連総会での研究テーマをあげると、「データ・ベースの検索と法律図書館」、「『リーガル・リサーチ』とレファレンス・サービス」および「利用面での相互協力活動」であって、これらは、いずれも、今日各会員がかかえている解決すべき問題である。これらのテーマに関連して、従来研究会は以下のような問題提起をしている。

まず、今日の法律図書館は、コンピューターの利用なくしては十分な活動機能を発揮することができない状況にある。そのためには、判例・関係論文のデータ・ベースによる情報検索が不可欠になって来ている。ところで、データ・ベースを利用する際に、利用者側と作成者側双方に一体どのような問題が発生し、それをいかに解決して行くべきか、早急に個々の問題点を取り上げ、検討する必要がある。

I 「法図連」とは

(一) 「法図連」とは、「法図連連絡会」の略称であって、会員が相互に業務上の連けい協同をはかるとともに、関係分野における図書館技術の向上に資し、もって法律図書館的機能の充実発展を期することを目的として、全国的に組織運営されている団体である。現在は、関東および関西地区の会員が主たる構成員である。

(二) 法図連の会員になれる者は、法律専門の図書館もしくは相当数の法律資料を有する一般図書館および研究的ないし実務的資料室であって、例えば、法学部のある大学の図書館、法学部資料室・研究所、国立国会図書館、最高裁判所図書館、東京弁護士会図書館などがそれである。

II 活動

(一) 法図連の活動は、会員間での情報交換、研究会・研修会等の開催、資料・印刷物の交

次に、ある法律問題が発生したとき、どのような法律、判例、論文等が当該問題に関連するか、そして、それをいかに迅速かつ適確に検索調査するのか。このことは、研究者のみならず、学生にとっても勉学上欠くことのできない条件である。このような条件が整備されないならば、法律図書館という宝の山を目前にして、それを手をこまねいて見ているようなものであって、法律図書館は本来果たすべき機能を見失っている。そのためには、図書館に法律専門の職員（ロー・ライブラリアン）を配置する必要がある。前述のような法律のデータ・ベースの利用価値を高めるには、利用者自身において相当の法律知識が前提となる。それゆえ、ロー・ライブラリアンを育成・配置し、彼らが学生に対しても、判例・文献等の検索、論文・レポートの書き方の指導にあたってもらいたい。

最後に、法律図書館の相互の協力がある。研究者にとって、法律図書館の相互利用の必要性が高まっているのだが、活発でないのが実状である。確かに、文献の複写・貸出にあたって郵便・F a xが利用されれば、研究者の時間的節約がはかれるし、また、分担収集・保存が実現されれば、各会員の図書予算・書庫スペースの節約が可能になる。

これらの問題提起は、法律図書館にとっては、運営上、また、その利用者にとっては、利用上、今日必然的なものになって来ている。

法図連は、会員ひとりだけでなく、全体として、これらの問題にいかに対処して行くべきか、そして一歩一歩ではあるが、将来に向け、法律図書館の機能充実を実現するため、大きな役割を果たしている。

(三) 会員は、単に国内的な問題についての研究会・研修会を開催するだけでなく、広く法律図書館に関する国際研究会（例えば、国際法律図書館協会研究集会やIFLA・IALL研究集会）にも積極的に参加し、その成果を法図連通信等で報告している。

(四) 活動は、総会を通じて行われているが、個々の細目については、幹事会や委員会が組

織され、法図連の運営にあたっている。総会は、年に一回開催されるが、本年度で第32回に及ぶ長い歴史をもっている。

さらに、関西の法図連の会員間だけで、大阪地区の法図連が年に一度、「大阪地区法律関係資料に関する図書館・資料室連絡会」という名称で開催され、会員相互の情報交換や研究会が行われている。

III 近畿大学の法学部資料室

(一) 近畿大学の図書館は法学部資料室として法図連に加盟している。本学図書館は、法律関係の蔵書数では法図連加盟会員中、屈指の規模を有している。法学部資料室は、現在、日本の判例集・雑誌等を中心に、着々と整備充実をはかっている。本学の図書館システムは中央図書館体制をとっているので、将来、法律関係の図書等については、独立した図書館の設置が必要である。

(二) しかし、今日の急務は、ロー・ライブラリアンの配置、リーガルデータ・ベースの完備、書庫スペースの確保など、人的物的施設の充実である。法学部資料室の整備拡充がとりもなおさず法図連への加盟の成果であって、同時に、本学図書館が法図連の役割の一端を担うことにもなろう。

(前 法学部図書委員長)

